

**第 3 期 当麻町 国民健康保険
特定健康診査等実施計画
(平成 30 年度～平成 35 年度)**

平成 30 年 3 月
当 麻 町

目 次

序章 計画策定にあたって	1
1. 計画策定の趣旨	1
2. 特定健康診査等の基本的な考え方	1
3. 計画の位置づけ	2
4. 計画の期間	3
第1章 当麻町の現状	3
1. 人口及び国民健康保険の加入状況	3
2. 国民健康保険被保険者の医療費等の状況	4
第2章 第2期計画の評価	6
1. 実施に関する評価	6
2. 成果に関する評価	6
第3章 第3期計画の目標	7
1. 目標値の設定	7
2. 特定健康診査等の対象者数	7
第4章 特定健康診査等の実施	7
1. 特定健康診査	7
2. 特定保健指導	9
3. 周知及び案内	11
4. 年間スケジュール	11
第5章 個人情報の保護	11
第6章 特定健康診査等実施計画の公表・周知	11
第7章 特定健康診査等実施計画の評価及び見直し	11
1. 計画の評価	11
2. 計画の見直し	12
第8章 その他	12

序章 計画策定にあたって

1. 計画策定の趣旨

平成20年度から「高齢者の医療の確保に関する法律」（以下「法」という。）に基づき、生活習慣病の発症や重症化を予防するため、医療保険者にメタボリックシンドロームに着目した特定健康診査及び特定保健指導の実施が義務づけられました。

実施にあたっては、法第19条により特定健康診査等実施計画を策定し実施するものとされ、国において定める特定健康診査等基本指針に即し、平成20年4月に第1期計画（平成20年度～24年度）、平成25年4月に第2期計画（平成25年度～29年度）を策定してこれまで事業を実施してまいりました。

本計画は、平成25年度から平成29年度を計画期間とする「第2期計画」が終了することから、第2期の実施状況を踏まえ、糖尿病等の生活習慣病の発症、重症化を抑制し、将来的な医療の適正化を図ることを目的とし、国で定める基本方針に基づき、北海道が策定する『医療費適正化計画』が、6年1期に見直されたことを踏まえ、平成30年度から平成35年度を計画期間とする「第3期当麻町国民健康保険特定健康診査等実施計画」を策定するものです。

2. 特定健康診査等の基本的な考え方

「特定健康診査及び特定保健指導の適切かつ有効な実施を図るための基本的な指針」には、次のように示されています。

- (1) 国民の受療の実態を見ると、高齢期に向けて生活習慣病の外来受療率が徐々に増加し、次に75歳頃を境にして生活習慣病を中心とした入院受療率が上昇している。これを個人に置き換えてみると、不適切な食生活や運動不足等の不健康な生活習慣が、やがて糖尿病、高血圧症、脂質異常症、肥満症等の発症を招き、外来通院及び服薬が始まり、生活習慣の改善がないままに、虚血性心疾患や脳血管疾患等の発症に至るという経過をたどることになる。
このため、生活習慣の改善による糖尿病等の生活習慣病の予防対策を進め、糖尿病等の発症を予防することができれば、通院患者を減らすことができ、更には、重症化や合併症の発症を抑え、入院患者を減らすことに繋がり、その結果、国民の生活の質の維持及び向上を図りながら、医療費の伸びの抑制を実現することが可能となる。
- (2) 糖尿病等の生活習慣病の発症には、内臓脂肪の蓄積（内臓脂肪型肥満）が関与しており、肥満に加え、高血糖、高血圧等の状態が重複した場合には、虚血性心疾患、脳血管疾患等の発症リスクが高くなる。このため、メタボリックシンドロームの概念を踏まえ適度な運動やバランスのとれた食事の定着などの生活習慣の改善を行うことにより、糖尿病等の発症リスクの低減を図ることが可能となる。
- (3) 特定健康診査は、糖尿病等の生活習慣病の発症や重症化を予防することを目的として、メタボリックシンドロームに着目し、生活習慣を改善するための特定保健指導を必要とする者を、的確に抽出するために行うものである。
- (4) 特定保健指導は、内臓脂肪型肥満に着目し、生活習慣を改善するための保健指導を行うことにより、対象者が自らの生活習慣における課題を認識して行動変容と自己管理を行うとともに、健康的な生活を維持することができるようになることを通じて、糖尿病等の生活習慣病を予防することを目的とするものである。

《生活習慣病予防のための健康診査・保健指導の基本的な考え方》

項目	現在の健診・保健指導
健康診査・保健指導の関係	内臓脂肪型肥満に着目した生活習慣病予防のための保健指導を必要とする者を抽出する健診
特徴	結果を出す保健指導
目的	内臓脂肪型肥満に着目した早期介入・行動変容
内容	自己選択と行動変容 (対象者が代謝等の身体のメカニズムと生活習慣との関係を理解し、生活習慣の改善を自らが選択し、行動変容につなげる)
保健指導の対象者	健診受診者全員に対し、必要度に応じ、階層化された保健指導を提供
方法	健診結果の経年変化及び将来予測を踏まえた保健指導(保険者データ等の活用)
評価	アウトプット評価に加え、アウトカム評価やプロセス評価、ストラクチャー評価を含めた総合的な評価
実施主体	医療保険者(国保等)

○特定健康診査

40～74歳の国民健康保険被保険者を対象とし、メタボリックシンドロームに着目した検査項目について、毎年度計画的に実施する健康診査を「特定健康診査」といいます。

特定健康診査受診者に対しては、健診結果と併せて、健康の保持増進に役立つ内容の情報を提供します。

○特定保健指導

特定健康診査の結果から、内臓脂肪蓄積の程度とリスク要因の数に着目し、リスクの高さや年齢に応じ、レベル別に階層化して実施する動機付け支援、積極的支援を「特定保健指導」といいます。

① 動機付け支援(対象：特定健診結果からリスクが出現し始めた段階と認められる者)

健康診査受診後、医師・保健師・管理栄養士等との面接のもとに、生活習慣の改善に向けた行動目標・行動計画を策定します。なお、3か月以上経過した後、行動計画の実績に関する評価を行います。

② 積極的支援(対象：特定健診結果からリスクが重なりだした段階と認められる者)

健診受診後、医師・保健師・管理栄養士等との面接のもとに、生活習慣の改善に向けた行動目標・行動計画を策定します。その後、3か月以上の継続的な支援を行い、行動計画策定から3か月以上経過した後、行動計画の実績に関する評価を行います。

3. 計画の位置づけ

本計画は、特定健康診査等基本指針(高齢者の医療の確保に関する法律第19条)に基づき、当麻町国民健康保険が策定する計画で、北海道医療費適正化計画と十分な整合性を図るものとしています。

4. 計画の期間

本計画の期間は、平成 30 年度から平成 35 年度までの 6 年間とし、必要に応じ、見直し、検討を行います。

第 1 章 当麻町の現状

1. 人口及び国民健康保険の加入状況

(1) 人口・高齢化率

当町の人口及び高齢化率は、平成 28 年度では、総人口が 6,585 人、65 歳以上の高齢者人口が 2,680 人で、高齢化率は 40.70%となっており、年々、高齢化が進んでいます。

	総人口	(再掲)65歳以上	高齢化率
平成 25 年度	6,961 人	2,600 人	37.35%
平成 26 年度	6,790 人	2,618 人	38.56%
平成 27 年度	6,734 人	2,681 人	39.81%
平成 28 年度	6,585 人	2,680 人	40.70%

(各年度 3 月 31 日現在)

(2) 被保険者数の推移

当町の国保被保険者数は、平成 28 年度末では、1,915 人で、総人口に占める割合である加入率は 29.08%となっており、年々、減少していますが、国保被保険者数に占める前期高齢者(65~74 歳)の加入率は 45.80%となり、年々、増加しています。

	25 年度	26 年度		27 年度		28 年度	
			伸率(%)		伸率(%)		伸率(%)
総人口	6,961 人	6,790 人	△2.45	6,734 人	△0.82	6,585 人	△2.21
国保被保険者数	2,248 人	2,120 人	△5.69	2,041 人	△3.72	1,915 人	△6.17
(再掲)一般被保険者数	2,135 人	2,037 人	△4.59	1,994 人	△2.11	1,890 人	△5.21
(再掲)退職被保険者数	113 人	83 人	△26.54	47 人	△43.37	25 人	△46.80
国保加入率	32.29%	31.22%	—	30.30%	—	29.08%	—
(再掲)40~64 歳	831 人	754 人	△9.27	683 人	△9.42	635 人	△7.03
40~64 歳加入率	36.97%	35.57%	—	33.46%	—	33.16%	—
(再掲)65~74 歳	862 人	880 人	2.09	895 人	1.70	877 人	△2.01
60~74 歳加入率	38.35%	41.51%	—	43.85%	—	45.80%	—
(再掲)40~74 歳	1,693 人	1,634 人	△3.48	1,578 人	△3.43	1,512 人	△4.18
40~74 歳加入率	75.31%	77.08%	—	77.32%	—	78.96%	—

(各年度 3 月 31 日現在)

2. 国民健康保険被保険者の医療費等の状況

(1) 医療費の推計

当町の一般被保険者における一人当たりの療養諸費（療養給付費及び療養費等の合計）は、今後、高齢化が見込まれますが、被保険者数の減少に伴い、現状を維持していくと思われます。しかしながら、全国平均に比べ高い数値となっています。

	区 分	一般被保険者	対前年伸率(%)	退職被保険者	対前年伸率(%)
25 年 度	当 麻 町	342,783 円	△1.67	419,078 円	28.21
	上川管内	369,801 円	2.04	447,977 円	4.82
	全 道	358,967 円	3.05	449,900 円	2.01
	全 国	320,756 円	3.01	390,140 円	0.62
26 年 度	当 麻 町	338,247 円	△1.32	335,174 円	△20.02
	上川管内	374,660 円	1.31	428,726 円	△4.29
	全 道	366,152 円	2.00	443,004 円	△1.53
	全 国	330,607 円	3.07	391,634 円	0.38
27 年 度	当 麻 町	391,893 円	15.86	508,616 円	51.74
	上川管内	389,456 円	3.95	463,032 円	8.00
	全 道	380,446 円	3.90	465,610 円	5.10
	全 国	347,352 円	5.06	411,224 円	5.00
28 年 度	当 麻 町	348,626 円	△11.04	326,853 円	△35.74
	上川管内	362,419 円	△6.94	427,390 円	△7.70
	全 道	348,333 円	△8.44	441,024 円	△5.28
	全 国	311,361 円	△10.36	387,734 円	△5.71

(2) 疾病の状況

被保険者の疾病状況（疾病分類 20 分類）を見ると、入院医療費、外来医療費とも生活習慣病の主傷病である虚血性心疾患、脳梗塞等の「循環器系の疾患」にもっとも多くの医療費がかかっています。また、外来医療費の中で、糖尿病を主とする「内分泌、栄養及び代謝疾患」についても上位になっています。

	順位	疾病分類	医療費	医療費割合
	入 院	1	循環器系の疾患	5,859,500 円
2		精神及び行動の生涯	4,175,980 円	19.9%
3		血液及び造血器の疾患並びに免疫機構の障害	2,327,190 円	11.1%
4		筋骨格系及び結合組織の疾患	1,696,910 円	8.1%
総医療費			20,943,030 円	
外 来	1	循環器系の疾患	6,163,370 円	15.0%
	2	新生物	5,522,980 円	13.5%
	3	内分泌、栄養及び代謝疾患	4,860,110 円	11.8%
	4	感染症及び寄生虫症	4,541,320 円	11.1%
	総医療費			41,028,010 円

※疾病分類（20 分類）別医療費（平成 28 年 5 月診療分）

前記の「循環器系の疾患」、「内分泌、栄養及び代謝疾患」を更に細分化（疾病分類 121 分類）すると、「循環器系の疾患」は虚血性心疾患、高血圧性疾患、脳梗塞が、「内分泌、栄養及び代謝疾患」は「糖尿病」が上位になっており、生活習慣病予防対策として「高血圧性疾患」や「糖尿病」に着目した生活習慣改善が重要となります。

【循環器系の疾患】

入院	順位	疾病分類	医療費	医療費割合
	1	虚血性心疾患	3,035,500 円	14.5%
院	2	脳梗塞	2,480,310 円	11.8%
	3	その他の心疾患	343,690 円	1.6%
外来	順位	疾病分類	医療費	医療費割合
	1	高血圧性疾患	3,402,470 円	8.3%
来	2	その他の心疾患	1,091,150 円	2.7%
	3	虚血性心疾患	792,290 円	1.9%

※疾病分類（121 分類）別医療費（平成 28 年 5 月診療分）

【内分泌、栄養及び代謝疾患】

外来	順位	疾病分類	医療費	医療費割合
	1	糖尿病	2,954,180 円	7.2%
来	2	その他の内分泌、栄養及び代謝障害	1,692,770 円	4.1%
	3	甲状腺障害	213,160 円	0.5%

※疾病分類（121 分類）別医療費（平成 28 年 5 月診療分）

（3）死亡原因による特徴

死亡原因（10 万人当たり死亡率）について見てみると、悪性新生物に次いで、生活習慣病に起因する心疾患、脳血管疾患が上位を占めています。

順位	全国	北海道	当麻町
1	悪性新生物	悪性新生物	悪性新生物
2	心疾患	心疾患	心疾患
3	肺炎	肺炎	肺炎
4	脳血管疾患	脳血管疾患	老衰
5	老衰	老衰	脳血管疾患
6	不慮の事故	腎不全	腎不全
7	腎不全	不慮の事故	肝疾患

※道北地域保健情報年報（平成 26 年度実績）

（4）生活習慣病による医療費への影響

疾病分類別医療費において、生活習慣病に起因するものが高い割合を占めていることや、死亡原因における特徴などから、生活習慣病が大きく影響していることがわかります。生活習慣病は、潜在的に進行してさまざまな健康障害を引き起こすことから、これを予防し健康の増進を図ることが、医療費の縮減に繋がるものと考えます。

第2章 第2期計画の評価

1. 実施に関する評価

特定健康診査の受診率については、がん検診との同日受診可能な体制づくり、健康診査未受診者に対する受診勧奨（平成25年度については、国保ヘルスアップ事業の実施）、健康診査継続受診対策などに取り組んできましたが、平成27年度の39.5%が最も高く、国が目標とする60%に達していません。

特定保健指導の実施率については、平成26年度の19.5%が最も高く、国が目標とする実施率の60%は達成できていません。保健指導対象者の固定化、また、目標を設定し、継続することへの抵抗感があるなどの理由のために利用につながりにくいことが課題となっています。

			25年度	26年度	27年度	28年度	29年度
特定 健康診査	目標値 (計画)	受診率	40%	45%	50%	55%	60%
		対象者数	1,670人	1,604人	1,538人	1,472人	1,405人
		受診者数	668人	721人	769人	810人	843人
	実績 (結果)	受診率	37.4%	38.8%	39.5%	38.6%	—
		対象者数	1,560人	1,513人	1,447人	1,394人	—
		受診者数	583人	587人	572人	538人	—
特定 保健指導	目標値 (計画)	実施率	30%	38%	46%	53%	60%
		対象者数	114人	123人	131人	139人	144人
		実施者数	33人	46人	59人	72人	86人
	実績 (結果)	実施率	12.7%	19.5%	11.5%	17.5%	—
		対象者数	79人	77人	78人	63人	—
		実施者数	10人	15人	9人	11人	—

※法定報告実績値

2. 成果に関する評価

メタボリックシンドローム該当者・予備群の減少率については、目標を達成していますが、対象となる該当者数は減少していません。

			25年度	26年度	27年度	28年度	29年度
メタボリック シンドローム 該当者 ・ 予備軍	目標値 (計画)	減少率	—	—	—	—	25% (国:25%)
		減少率	31.1%	24.0%	26.6%	26.7%	—
	実績 (結果)	対象者数	131人	144人	136人	125人	—
		(該当者)	71人	75人	71人	70人	—
		(予備群)	60人	69人	65人	55人	—
		改善者数	28人	23人	30人	17人	—
		(該当者)	13人	7人	14人	8人	—
		(予備群)	15人	16人	16人	9人	—

※法定報告実績値

第3章 第3期計画の目標

1. 目標値の設定

第2期計画における特定健康診査及び特定保健指導の実施状況を踏まえ、第3期計画における実施目標を次のとおり設定します。

		30年度	31年度	32年度	33年度	34年度	35年度
特定健康診査	受診者数	587人	598人	620人	677人	708人	746人
	実施率	40%	42%	45%	50%	55%	60%
特定保健指導	実施者数	17人	17人	26人	27人	48人	55人
	実施率	20%	20%	30%	40%	50%	60%
メタボリックシンドローム該当者・予備群の減少率		—	—	—	—	—	25%

2. 特定健康診査等の対象者数

第3期計画における特定健康診査及び特定保健指導の対象者数については、第2期計画における国保加入者数の伸び率及び特定保健指導対象者割合に基づき推計し、これらに年度別目標値を乗じて算出しています。

【特定健康診査対象者数】

	30年度	31年度	32年度	33年度	34年度	35年度
40～64歳	602人	572人	542人	512人	482人	452人
65～74歳	867人	852人	837人	822人	807人	792人
計	1,469人	1,424人	1,379人	1,334人	1,289人	1,244人

【特定保健指導対象者数・指導見込数】

		30年度	31年度	32年度	33年度	34年度	35年度
40～64歳	対象者数	43	43	45	47	49	50
	指導見込数	9	9	14	19	25	25
65～74歳	対象者数	36	38	50	43	46	49
	指導見込数	8	8	12	18	23	30
計	対象者数	79	81	95	90	95	99
	指導見込数	17	17	26	37	48	55

第4章 特定健康診査等の実施

1. 特定健康診査

特定健康診査の実施については、受診率の向上や利用者の利便性向上について、その都度検討を行い、受診しやすい環境づくりに努めます。

(1) 対象者

当麻町国民健康保険加入者のうち、実施年度中に40～74歳となる方を対象に実施します。
なお、次に該当する方は対象外となります。

- ① 妊産婦
- ② 刑事施設、労役場、その他これらに準ずる施設に拘禁された方
- ③ 国内に住所を有しない方
- ④ 病院または診療所に6か月以上継続して入院している方
- ⑤ 障害者自立支援法に規定する障害者支援施設に入所している方
- ⑥ 独立行政法人国立重度知的障害者総合施設のぞみの園法に規定する、独立行政法人国立重度知的障害者総合施設のぞみの園の設置する施設に入所している方
- ⑦ 老人福祉法に規定する養護老人ホームまたは特別養護老人ホームに入所している方
- ⑧ 介護保険法に規定する特定施設に入所または介護保険施設に入所している方

(2) 実施項目

検査項目は、国が定める実施基準のほか、被保険者の健康づくりに役立てるため、腎機能検査（クレアチニン、尿酸、尿潜血）を追加します。

区 分	内 容	
基本的な健診項目	問診	
	身体計測	身長
		体重
		BMI（体重(kg)/身長(m) 2乗）
		腹囲
	理学的検査（身体診察）	
	血圧測定	
	血中脂質検査	中性脂肪
		HDLコレステロール
		LDLコレステロール
	肝機能検査	AST（GOT）
		ALT（GPT）
		γ-GT（γ-GTP）
	血糖検査	空腹時血糖
ヘモグロビンA1c		
尿検査	尿糖	
	尿蛋白	
詳細な健診の項目 ※一定の基準のもと、医師が必要と認めた場合に実施します。	貧血検査	赤血球数
		血色素量（ヘモグロビン値）
		ヘマトクリット値
	心電図検査	
眼底検査		
追加健診項目	腎機能検査	クレアチニン（※1）
	代謝系検査	尿酸
	尿検査	尿潜血

（※1）国が定める実施基準では「詳細な健診の項目」とされていますが、当町では、「追加健診項目」として対象者全員に実施します。

《詳細な健診の項目実施に関する判断基準》

ア 貧血検査

貧血の既往歴のある方または視診等で貧血が疑われる方

イ 心電図検査

当該年度の健診結果等において、次の基準のいずれかに該当する方

- ① 血圧 収縮期血圧 140 mm Hg 以上、または、拡張期血圧 90 mm Hg 以上
- ② 問診等において、不整脈が疑われる方

ウ 眼底検査

当該年度の健診結果等において、次の基準のいずれかに該当する方

- ① 血圧 収縮期血圧 140 mm Hg 以上、または、拡張期血圧 90 mm Hg 以上
- ② 血糖 空腹時血糖 126 mg/dl 以上、または、ヘモグロビンA1c (NGSP値) 6.5% 以上

(3) 受診方法

5月下旬に受診券を送付します。有効期限は交付日から当該年度末までとし、受診する健診機関または医療機関等で被保険者証と受診券を提示して受診します。

また、年度途中に当麻町国民健康保険に加入された場合は、前加入保険での受診歴がない方で、受診を希望する方に限り受診券を発行します。

なお、年度途中に被用者保険などへの加入等により、当麻町国民健康保険の資格を喪失した場合は、その時点で受診券は無効になります。

(4) 実施場所及び実施時期等

外部委託基準を満たす健診機関及び医療機関等への委託により、集団健診及び個別健診を実施します。

なお、委託先については、被保険者の利便性を考慮し、実施年度ごとに調整を行った上で決定します。

＜集団健診＞

実施場所 当麻町農村環境改善センター及び当麻町保健福祉センター

実施時期 10月頃を予定（具体的な日時は、年度ごとに調整の上で決定します。）

＜個別健診＞

実施場所 委託した健診機関及び医療機関等

実施時期 6月から翌年3月末まで

(5) 受診者負担

500円（受診する健診機関または医療機関等に、直接支払うものとします。）

2. 特定保健指導

メタボリックシンドロームの該当者や予備群を減少させるためには、効果的・効率的な特定保健指導の実施が必要です。そのため、最も必要な効果の上がる対象者の選定・実施について継続的に検討しながら実施していきます。特に65歳未満の年齢層について、重点的に保健指導を実施することとします。

(1) 対象者

特定健康診査の結果により、国が示す判定基準に基づいて選定を行います。

なお、次の判定基準の【ステップ1】に該当し、更に【ステップ2】の1つ以上に該当する方が対象となります。

<判定基準>

【ステップ1】 (内臓脂肪蓄積のリスク判定)

- 腹囲 (へそ周り) [1] 男性 85 cm以上、女性 90 cm以上
[2] 腹囲は [1] 以外でBMI が 25 以上

【ステップ2】 (追加リスクの数の判定と特定保健指導の対象者の選定)

- ① 血糖 a 空腹時血糖 100 mg/dl 以上 または
b ヘモグロビンA1c (NGSP値) 5.6%以上
② 脂質 a 中性脂肪 150 mg/dl 以上 または
b HDLコレステロール 40 mg/dl 未満
③ 血圧 a 収縮期血圧 130 mmHg 以上 または
b 拡張期血圧 85 mmHg 以上
④ 質問票より 喫煙歴あり (※上記①から③のリスクが1つ以上の場合にのみカウント)

【ステップ3】 (保健指導レベルの分類)

	[1] 男性 85 cm以上 [1] 女性 90 cm以上	[2] 腹囲は [1] 以外で [2] BMI が 25 以上
積極的支援	2 以上	3 以上
動機付け支援	1	1 または 2
情報提供	0	0

※【ステップ1・2】からリスクの数に応じて保健指導レベルをグループ分け

※65～74歳の方は、追加リスクの数で積極的支援に該当する場合でも動機付け支援とります。

※糖尿病、高血圧症、高脂血症の治療に係る薬剤を服薬している方は、対象者から除外します。

(2) 支援等の内容

① 情報提供

健診受診者全員を対象として、受診結果の送付等に併せてリーフレットの配布など、健康の保持増進に役立つ内容の情報を提供します。

② 動機付け支援

対象者本人が、自分の生活習慣の改善点などに気づき、自ら目標を設定し、行動に移すことができるよう、原則1回の支援を行い、3か月以上の経過後に評価を行います。

③ 積極的支援

健診結果等から、対象者本人が自分の身体に起こっている変化への理解を促すとともに、行動変容の必要性を働きかけ、実践可能な行動目標を対象者自らが設定して、行動が継続的に行われるように、定期的・継続的に支援を行います。

支援内容は、面接により対象者自らが生活習慣改善のための行動目標を設定し、その後3か月以上の継続的支援を行います。また、当該3か月以上の継続的な支援後に評価を行います。ただし、対象者の状況に応じ、6か月後に実績の評価を行います。

(3) 外部委託

町の直営で実施します。ただし、特定健康診査を委託した健診機関または医療機関等で、人間ドックと併せて受診した場合など、一部の方については、受診した健診機関または医療機関等への外部委託により実施します。

3. 周知及び案内

対象者に対しては、PRチラシの事前配布などのほか、受診券発送時に、詳細な案内文を添付するなど、特定健康診査等の実施率の向上を図ります。

4. 年間スケジュール

特定健康診査	対象者の抽出	5月上旬～中旬
	受診券の発行	5月下旬
	個別健診の実施	6月～翌年3月
	集団健診の実施	10月
特定保健指導	対象者の抽出	通年
	保健指導の実施	通年

第5章 個人情報保護

1. 記録の保存方法及び保存期間

特定健康診査等により得られたデータは、国による基準的なデータファイル仕様に基づいた電子データとして保存・管理します。この記録は、原則として5年間保存します。

データの保存・管理は、北海道国民健康保険団体連合会への委託により行います。

2. 個人情報の取り扱い

特定健康診査等により得られた個人情報は、「個人情報保護に関する法律（平成15年法律第57号）」及び同法に基づくガイドライン等並びに「当麻町個人情報保護条例（平成15年条例第28号）」を遵守し取り扱います。

また、特定健康診査等を外部に委託する際には、個人情報の厳重な管理や目的外使用の禁止等を契約書に定めます。

第6章 特定健康診査等実施計画の公表・周知

高齢者の医療の確保に関する法律第19条第3項に基づき、特定健康診査等実施計画の作成及び変更等は、町のホームページに掲載します。

第7章 特定健康診査等実施計画の評価及び見直し

1. 計画の評価

特定健康診査及び特定保健指導の事業目標に対する達成状況について確認を行うとともに、実施体制、周知方法、委託先の選定方法、保健指導方法等について毎年度評価を行い、効率的な事業運営が行えるよう検証を行います。

2. 計画の見直し

本実施計画の期間は、6年を1期としているため、原則として各期で見直しを行っていきませんが、実施計画の評価等により、状況に応じた見直しを行うものとし、事業の改善へと繋げていきます。

第8章 その他

特定健診の実施にあたり、町で実施している各種がん検診等と同時実施について、利便性に考慮し実施していきます。

第3期当麻町国民健康保険
特定健康診査等実施計画

発行日 平成30年3月
編集・発行 当麻町役場健康福祉課

〒078-1393
北海道上川郡当麻町3条東2丁目11番1号
電話 0166-84-2111
Fax 0166-84-4883